

笠岡市自治基本条例（素案）

笠岡市自治基本条例策定委員会は、学識者１名、公共的団体の構成員８名、市議会２名、庁内２名の１３名で構成し、平成１８年１０月に設置され、月に一回の検討会議を開催し、平成１９年３月に「笠岡市自治基本条例策定委員会素案」を作成しました。

策定委員会では、広範な市民の皆さんのご意見をいただき、この素案をさらに充実した内容のものとなるよう協議していきたいと考えております。

平成１９年３月

笠岡市自治基本条例策定委員会

会長 小林 正 和(福山大学経済学部)

（前文）

笠岡市は、広島県との県境に位置し、大小３０有余の多島美を誇る笠岡諸島、国指定の特別天然記念物カブトガニの生息地、夢と希望の大干拓地を有する県西南部の中核都市です。

これまでに健康福祉・医療の充実、教育文化の向上、産業の振興などを積極的に推進し、笠岡の特性を生かし住んでよかったと思える魅力的なまちづくりに取り組んできました。

２１世紀を迎えた今日、先人の築き上げた歴史、培ってきた文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、誰もが心豊かな生活を送れる地域社会を実現していくために、自治の担い手である私たち市民、市議会及び執行機関は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、協力していかなければなりません。

そして、私たち市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動することを自治の基本理念とし、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力していくことが必要です。

ここに市民主体の自治の基本理念を共有し、笠岡市の目指すべき都市像を実現させるため、まちづくりにおける最高規範としての笠岡市自治基本条例を制定します。

< 説明 >

- ・ 条例制定の背景や趣旨について述べます。
- ・ 笠岡市の現状と課題を再認識するとともに、課題解決のための方途としての市民自治の基本理念を記述します。

（策定委員の意見）

- ・ 笠岡らしさを表現します。（笠岡諸島、干拓、カブトガニ）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、自治の担い手である私たち市民が、議会及び執行機関と協働のまちづくりを推進していくための基本的な事項を定め、誰もが個人として尊重され、自立した地域社会を実現することを目的とする。

< 説明 >

- ・自治を担う主体（市民、議会、執行機関）の役割と責務、参加と協働による自治のあり方、市政運営の基本的な事項を定めることで、市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

（最高規範性）

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、すべての条例の最上位に位置し、笠岡市における条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

< 説明 >

- ・自治基本条例は、笠岡市のすべての条例の上位に位置付けられる条例であり、自治体の憲法ともいえるべき性格をもちます。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に居住し、または市内で働き、学び、若しくは活動する個人及び法人、その他の団体をいう。
- （2）市 住民、市議会、執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- （3）執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- （4）協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

< 説明 >

- ・この条例の中で使われる用語のうち、特に意味を明確にし、共通認識を図る必要のある用語を定義します。

第2章 基本原則

（自治の基本原則）

第4条 市民，市議会及び執行機関は，自治の基本理念に基づき，自治運営を進める上での共通の原則を次のとおり定める。

- （１）情報共有の原則 市議会及び執行機関は，その保有する情報を積極的に公開し，市民とともに共有することを原則とする。
- （２）参加及び協働の原則 市民，市議会及び執行機関は，自治を推進するため，それぞれの責務に基づいて参加し，協働することを原則とする。

< 説明 >

- ・市民，市議会，執行機関が前文に掲げる自治の基本理念に基づいて，自治運営を進める上での共通の原則を定めます。
- ・条例に基づいてさまざまな施策を講じていく場合にもっとも大切にしなければならぬことを基本原則とします。

第3章 市民の役割

（市民の権利）

第5条 市民は，個人として尊重され，快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

- 2 市民は，市政の主権者であり，市政に参加する権利を有します。この場合において，市政に参加しないことにより不利益な扱いは受けない。
- 3 市民は，市政の情報に関し知る権利を有する。
- 4 市民は，法令又は条例の定めるところにより，納税等の義務を負うとともに，適正な行政サービスを受ける権利を有する。

< 説明 >

- ・市民の権利を規定します。協働の担い手として，まちづくりに参加する権利を有しますが，参加しないことで不利益な扱いを受けることはありません。

（策定委員の意見）

- ・住民も市もきちんと襟を正せるような内容にするために，住民は納税の義務を負い，そしてそれにより適正な行政サービスを受けることができることを規定すべきです。

（市民の責務）

第6条 市民は，自治の主体であることを自覚し，互いに尊重し，協力して，自治の推進

にあたる責務がある。

- 2 市民は、市政へ参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、安全でうるおいのあるまちづくりの推進に努めなければならない。

< 説明 >

- ・ 条例の目的を達するために、市民はどのような役割を担い、努力する責務があるのか定めます。
- ・ ここに規定する役割や責務は、誰かに強制されたり、法的な義務として履行しなければならないものではありません。

（地域コミュニティ）

第7条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として、自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

- 2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。
- 3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができるものとする。
- 4 議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

< 説明 >

- ・ 町内会、自治会などの最も基礎的なコミュニティについて規定します。
- ・ 地域を構成する人々が互いに助け合い、支えあいいきいきと暮らすうえで、コミュニティの形成は大切なことです。行政だけで解決できない課題を、地域の市民同士の自主的、主体的な活動や市との協働を通じて取り組む役割を担います。
- ・ 議会及び市は、この地域コミュニティの役割を尊重し、支援しなければなりません。

第4章 市議会及び執行機関の役割

（市議会の責務）

第8条 市議会は、自治の基本原則にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

- 2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営に努めるとともに、保有する情報を原則として公開しなければならない。

（市議会議員の責務）

第 9 条 市議会議員は、自治の基本原則にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

< 説明 >

- ・市議会は、保有する情報の公開を図り、開かれた議会運営を行うことを規定します。
- ・市議会議員は、開かれた議会運営を行うために、誠実に職務を遂行しなければなりません。

（執行機関の責務）

第 10 条 執行機関は、まちづくりに関する重要な政策の形成、執行、評価等の過程において、市民からの提案、意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

- 2 執行機関は、市政に関する市民からの質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実に応えるよう努めなければならない。

（市長の責務）

第 11 条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければならない。

- 2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければならない。
- 3 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。
- 4 市長は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的な組織体制をつくらなければならない。

< 説明 >

- ・市長の責務として、市の組織並びに関係機関に対して、本条例を徹底するとともに条例の目的を達成するために市の職員等の能力向上に努めることなどを規定します。

（市職員の責務）

第 12 条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければならない。

- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければならない。

い。

< 説明 >

- ・職員は、市民全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的な職務遂行とそれに必要な知識、技能の向上を責務として規定します。

第5章 市政の運営

（計画的な市政運営）

第13条 執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定しなければならない。

（開かれた市政運営）

第14条 執行機関は、市民にわかりやすいかたちで、その保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 市議会及び執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければならない。

< 説明 >

- ・執行機関は、この条例の前文に掲げた基本理念にのっとり、計画的かつ効率的な市政運営を行わなければなりません。また、市民の人権を守るために、個人情報の保護に関する規定を設けます。

（適切な行政手続）

第16条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続きを行わなければならない。

（行政評価）

第17条 執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもと行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかななければならない。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければならない。

< 説明 >

- ・行政運営の原則である、「公正の確保と透明性の向上」をキーワードとして、効率的かつ効果的な市政運営が期待されています。市民参加による行政評価を制度として位置付けることで、市政の改善に結び付けていくこととします。

(説明責任)

第18条 執行機関は、重要な条例及び計画の策定等にあたり、情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

< 説明 >

- ・ 執行機関は、重要な計画等の策定にあたり、市民の参画を促進するために、わかりやすく情報の提供に努めるよう規定します。また、市民からの要望や意見等に対して速やかに対応することとします。

(危機管理)

第19条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

< 説明 >

- ・ 市は、緊急時に備え、市民、関係機関等との協力、連携のもと危機管理体制の強化に努めることを規定します。

第6章 参加及び協働

(市民参加)

第20条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、自主的に参加する。

2 執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければならない。

3 市民、市議会及び執行機関は、男女共同参画のもとに市民主体の自治を推進するものとする。

< 説明 >

- ・ 市民は、市政に自主的に参加します。
- ・ 市は、市民が市政に参加しやすい環境作りをします。

(策定委員の意見)

- ・ 男女共同参画のもとに自治を推進していくことを規定しておく必要がある。

(協働のまちづくり)

第21条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の

もとに，協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

- 2 市議会及び執行機関は，前項に規定する協働を推進するにあたり，市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。

< 説明 >

- ・市民及び市は，協働してまちづくりを進めるよう努めます。
- ・市議会及び執行機関は，協働のまちづくりを推進するにあたり，市民の自発的な活動を支援するよう努めます。

（学校と地域との連携協力）

第22条 教育委員会は，地域と連携協力し，保護者，地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより，地域の力を活かし，創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

- 2 教育委員会は，地域及び市長と連携協力し，学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

< 説明 >

- ・教育委員会は，地域と連携協力し，保護者，地域住民等の学校運営への参加を積極的に進め，学校を核としたコミュニティづくりを推進します。

第7章 財政

（健全な財政運営）

第23条 市長は，基本計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに，財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い，健全な財政運営を行わなければならない。

（財政状況等の公表）

第24条 市長は，市民に対し，財政に関する計画及び状況を公表し，わかりやすく説明しなければならない。

（財産の管理）

第25条 市長は，市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければならない。

< 説明 >

- ・市の財政運営の原則を規定するとともに，財政状況の公表・財産管理に関する事項を規定します。

(監 査)

第 2 6 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

< 説明 >

- ・ 監査委員が行う監査について規定します。事務事業の適法性、妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえた監査を行う旨規定します。

(策定委員の意見)

- ・ 外部監査制度を視野に入れて、監査についての項目を規定しておきたい。

第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 2 7 条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票結果を尊重しなければならない。

3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者、投票結果の取り扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。

4 市長は、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。

5 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 1 2 分の 1 以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。

6 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 5 0 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

< 説明 >

- ・ 住民、市議会議員及び市長がそれぞれ住民投票を請求または発議できることを規定します。
- ・ 市民、市議会及び市長は、住民投票結果を尊重します。
- ・ 住民投票に関し、投票資格要件等の詳細事項は別の条例で規定します。

(策定委員の意見)

- ・ 市民にわかりやすく、住民の意思が尊重されやすくするためにも、発議・請求できることを自治基本条例に規定すべきです。

第9章 国，県，他の地方公共団体等との関係

（国及び県との関係）

第28条 市は，国及び県と対等の関係にあることを踏まえ，適切な役割分担を行い，自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。

< 説明 >

- ・国や県とは上下関係ではなく，対等な立場に立って，適切な役割分担のもと笠岡市の自治の発展に努めます。

（策定委員の意見）

- ・地方分権が進展する中，市民主体の自治を推進していくために，県・国とは対等な関係であるという意識を住民のみなさんに持ってもらいたい。

（他の地方公共団体等との関係）

第29条 市は，他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては，自主性を保持しつつお互いに連携し，協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

2 市は，前項に規定する課題を解決するため，他の地方公共団体及び関係機関と協働で組織を設けることができるものとする。

< 説明 >

- ・共通課題や広域的課題に対しては，行政の垣根を越えて積極的に他の自治体と協力・連携を図っていくこととします。

第10章 その他

（条例の見直し）

第30条 市長は，この条例が本市にふさわしく，社会情勢に適合したものであるかどうか必要に応じて検証し，見直しが適当であると判断したときは，必要な措置を講じるものとする。

< 考え方 >

- ・社会情勢の変化に応じて条例を検証し，必要に応じて見直しを行うものとします。

（策定委員の意見）

- ・今後も社会情勢の変化は予想されることであり，見直し条項は必要です。

(委任)

第 3 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会及び執行機関が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。